

令和7年第3回長久手市議会定例会

請 願 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管 委員会	件 名 及 び 要 旨	請 願 者 及 び 紹 介 議 員	審 議 結 果
第1号 7月30日	教育福祉	件 名 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願 要 旨 定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、下記の事項について意見書を提出すること。 1 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。 2 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。	請願者 愛知郡東郷町 [REDACTED] [REDACTED] 愛知地区教職員組合 執行委員長 [REDACTED] 他259名 紹介議員 水野勝康 大島令子 なかじま和代 ささせ順子 山田けんたろう 野村 弘 田崎あきひさ	



定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

令和7年 7月 30日

長久手市議会議長

山田 かずひこ 殿

請願者 愛知郡東郷町

愛知地区教職員組合

執行委員長

紹介議員

水野 勝康

259名の署名簿を添付

大島 今子

なかじま和代

ささせ 順子

山田 けんたろう

野村 弘

田崎 あきひさ



定数改善計画の早期策定・実施と
義務教育費国庫負担制度の堅持
及び拡充を求めて

愛知地区教職員組合

資 料

I 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める請願書

II 請願趣旨

III 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める意見書

定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

請 願 趣 旨

貴職におかれましては、日々、教育の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。本年度は、政府予算において、小学校における教科担任制の拡充や、中学校における生徒指導担当教師の配置拡充などのための教職員定数改善が盛り込まれました。しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校三十五人学級への定数改善にむけた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級は、保護者・県民からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、二分の一から三分の一に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を二分の一へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率二分の一への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出されるよう左記の事項についてお願いいたします。

請 願 事 項

- 一、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。
- 二、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。義務標準法の改正に伴い、本年度より小学校全学年において学級編制の標準が35人以下に引き下げられた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校35人学級への定数改善にむけた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

長久手市議会

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣 宛

参考資料

資料 1. 文部科学省概算要求

資料 2. 文部科学省政府予算額

資料 3. 市町村議会採択にむけての参考資料

1. 近年の定数改善にかかわる経過について

2. 定数改善の経緯について

3. 義務教育費国庫負担制度にかかわる経過について

資料 4. 2025 年度愛教組定数重点要求

資料 5. 令和 7 年度予算の編成等に関する建議

(財政制度等審議会資料)

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備 (義務教育費国庫負担金)

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

1兆5,807億円
1兆5,627億円)



文部科学省

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力向上し、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数の改善と、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

・教職員定数の改善 + 170億円 (+ 7,653人) ・教職員定数の自然減等 ▲192億円 (▲8,703人)
・定年引上げに伴う特例定員の減等 ▲29億円 ・教師の処遇改善 + 232億円 計 対前年度 180億円

学校の指導・運営体制の充実

+ 7,653人

○ 小学校における教科担任制の拡充 + 2,160人

- ・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、令和4年度から推進してきた高学年に加え、中学年についても教科担任制を推進(※)
+ 1,750人
- ・新規採用教師の持ち授業時数軽減のため、教科担任制を推進(※)
+ 410人

○ 生徒指導担当教師の全中学校への配置(※) + 1,380人

- ・急増する不登校やいじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びを支援

(※) 4年間で計画的に改善

○ 多様化・複雑化する課題への対応 + 476人

- ・特別支援学校のセンター的機能の強化
- ・貧困や離島・過疎地域など個々の学校が抱える課題への対応
- ・チーム学校のための体制強化(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善)

○ 35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増 + 3,637人

- ・小学校における35人学級の推進(第6学年分) + 3,086人
※35人学級等の効果検証に必要な実証研究は令和4年度より実施しており、令和7年度中に取りまとめ予定。
(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

・通級や日本語指導等のための基礎定数化(9/10年目) + 551人

教師の処遇改善

+ 232億円

○ 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善

- ・教職調整額の改善

学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力向上し、教師に優れた人材を確保するため、人材確保法による処遇改善後の優遇分を超える水準となるよう教職調整額の水準を4%から13%に改善。

(教職調整額の改善とあわせ、管理職(校長・教頭等)の本給も改善。)

○ 職務や勤務の状況に応じた処遇改善

- ・各種手当の改善

学級担任や管理職の職務の重要性や負荷を踏まえ、処遇の改善を図る。

- 学級担任への加算: 月額3,000円 ※義務教育等教員特別手当に加算
- 管理職手当の改善: 支給水準の改善(月額5,000円~10,000円の増)

等

※都道府県等における給与条例の改正等に一定の期間を要することから令和8年1月から3月までの3か月分を計上。

- ・新たな職の創設(R8.4~を予定)

学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。

※教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする(月額6,000円程度)。

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【452人】を別途要求(11億円)【復興特別会計】

(担当: 初等中等教育局財務課)

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備 (義務教育費国庫負担金)

令和7年度予算額
(前年度予算額)

1兆6,210億円
1兆5,627億円)



文部科学省

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力向上、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数5,827人の改善と、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

- ・教職員定数の改善 + 129億円 (+ 5,827人) ・教職員定数の自然減等 ▲ 195億円 (▲ 8,803人)
 - ・教師の処遇改善 + 34億円 ・給与の見直し ▲ 11億円 このほか、人事院勧告による増、負担金の算定方法適正化等がある。 対前年度 + 583億円
- ※処遇改善等は、R8.1～3月までの3か月分を計上。(参考) 通年ベース 処遇改善：約170億円

学校の指導・運営体制の充実

+ 5,827人

○ 小学校における教科担任制の拡充 + 990人

- ・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、令和4年度から推進してきた高学年と同じ標準授業時数である4年生に教科担任制を拡大。
また、新規採用教師の持ち授業時数を軽減。
(4年間で計画的に改善(改善総数3,960人))

○ 中学校における生徒指導担当教師の配置拡充 + 1,000人

- ・急増する不登校やいじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びを支援。
(4年間で計画的に改善(初年度の令和7年度は重点的に措置(改善総数2,640人))

○ 多様化・複雑化する課題への対応 + 200人

- ・特別支援学校のセンター的機能の強化
- ・貧困や離島・過疎地域など個々の学校が抱える課題への対応
- ・チーム学校のための体制強化

○ 35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増 + 3,637人

- ・小学校における35人学級の推進(第6学年分) + 3,086人
(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ・通級や日本語指導等のための基礎定数化(9/10年目) + 551人

教師の処遇改善

+ 34億円

○ 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善

- ・教職調整額の改善
学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力向上、教師に優れた人材を確保するため、人材確保法による処遇改善後の優遇分の水準を確保できるよう教職調整額の水準を令和12年度までに10%に改善することとし、令和7年度は1%引上げる。
(教職調整額の改善とあわせ、管理職(校長・教頭等)の本給も改善。)

○ 職務や勤務の状況に応じた処遇改善等

- 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえた処遇改善とともに、一律支給されている義務教育等教員特別手当の見直しを図る。
➢ 学級担任への加算：月額3,000円 ※小・中学校の単式・複式学級を対象等

○ 産休・育休代替教職員の安定的な確保のための国庫負担金算定の見直し

- 従来、臨時的任用教職員に限り国庫負担算定上対象としていた産休・育休代替者について、正規の教職員が業務を代替する場合も、国庫負担算定上の対象となるよう見直す。

- ・新たな職の創設(R8.4～を予定)
学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。
※教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする(月額6,000円程度)。

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【452人】を別途計上(11億円)【復興特別会計】

市町村議会採択にむけての参考資料

1. 近年の定数改善にかかわる経過について

<2021年3月>

2021年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した、小学校専科指導の充実などのための定数改善は盛り込まれず、事項要求として盛り込んだ少人数によるきめ細かな指導体制の整備にむけて、744人の加配にとどまった。

<2021年4月>

義務標準法改正案が参議院本会議で全会一致で可決・成立した。その結果、小学校第2学年の35人学級が実現した。また、中学校の35人学級については附帯決議の中でふれられるにとどまった。

<2022年3月>

2022年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した小学校高学年における教科担任制の推進や少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備などのために概算要求に盛り込んだ6,135人の定数改善は大幅に見直された。

<2023年3月>

2023年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備や複雑化・困難化する教育課題への対応などのために概算要求に盛り込んだ5,158人の定数改善は大幅に見直された。

<2024年3月>

2024年度政府予算が成立した。小学校高学年における教科担任制を1年前倒しで実施することになったものの、文科省が概算要求に示した少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備や複雑化・困難化する教育課題への対応などのために概算要求に盛り込んだ5,910人の定数改善には届かなかった。

<2025年3月>

2025年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した小学校における教科担任制の拡充や生徒指導担当教師の全中学校への配置拡充、35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増などのために概算要求に盛り込んだ7,653人の定数改善には届かなかった。

【今後の取り組み】

義務標準法の改正に伴い、本年度より小学校全学年において学級編制の標準が35人以下に引き下げられた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校35人学級への定数改善にむけた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。2025年度の予算編成にむけた財政制度等審議会において、「教職員定数は児童生徒数の減少ほどには減少していない。教員一人あたりの児童生徒数は、児童生徒数の減少に伴い、この20年で大幅に改善し、主要先進国の中で最少クラスである」としている。こうした財務省による、教員の「量」的充実度が高い水準にあるという考え方は、現場の実態や保護者・県民の思いを無視したものであり、断じて容認できるものではない。このような状況であることから、少人数学級の拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施にむけ、国へ意見反映をしていくよう関係機関に働きかけることや、斎藤嘉隆参議院議員をはじめとした日政連議員と連携し、全国連帯のもと、国に求めていくことが大切である。

2. 定数改善の経緯について（国による法改善の主な内容）

第1次計画（1959～1963）

学級編制基準を50人とする。

改善増 34,000人

第2次計画（1964～1968）

学級編制基準を45人とする。

改善増 61,683人

第3次計画（1969～1973）

4個学年による複式学級解消。

改善増 28,532人

第4次計画（1974～1978）

3個学年による複式学級解消。教頭・学校栄養職員の定数化

改善増 24,378人

第5次計画（1980～1991）

学級編制基準を40人とする。

改善増 79,380人

第6次計画（1993～2000）

指導方法の改善のための定数措置

改善増 30,400人

第7次計画（2001～2005）

教科等に応じ、少人数指導を行うための定数措置

改善増 26,900人

第8次計画（2006～2010）

06概算要求に盛り込まれたものの、最終的には文科省と財務省の合意により実施されず。
(2010)

少人数指導や特別支援教育の充実のための定数措置。7年ぶりの教職員定数純増。

改善増 4,200人

新・定数改善計画（案）（2011～）

11概算要求に盛り込まれたものの、実施されず。

(2011)

小学校第1学年の学級編制標準の引き下げによる定数措置

改善増 2,300人

(2012)

小学校第2学年の35人学級実現のための加配措置

学習支援が必要な児童生徒への支援の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

改善増 3,800人

新たな定数改善計画（案）（2013）

13概算要求に盛り込まれたものの、政権交代により、実施されず。

(2013)

いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

改善増 1,800人

(2014)

2014年度からの7年間で24,000人の定数改善の工程を明示し、14概算要求に単年度3,800人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

改善増 1,303人

新たな教職員定数改善計画（案）（２０１５）

２０１５年度からの１０年間で３１，８００人の定数改善を示し、１５概算要求に初年度２，７６０人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

個別の教育課題への対応のための加配措置

学級規模適正化への支援のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 １，５００人

（２０１６）

２０１６年度からの９年間で２８，１００人の定数改善を示し、１６概算要求に初年度３，０４０人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

学校現場が抱える課題への対応のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 １，５２５人

（２０１７）

２０１７年度からの１０年間で２９，７６０人の定数改善を示し、１７概算要求に初年度３，０６０人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

発達障害等の児童生徒への「通級による指導」の充実のための定数措置

「外国人児童生徒等教育」の充実のための定数措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 １，８６８人

（２０１８）

２０１８年度からの９年間で２２，７５５人の定数改善を示し、１８概算要求に初年度３，４１５人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 ２，４６５人

（２０１９）

２０１９年度からの８年間で１８，９１０人の定数改善を示し、１９概算要求に初年度２，６１５人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 ２，２４０人

（２０２０）

２０概算要求に１，９２０人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 ２，４３７人

（２０２１）

２１概算要求には、小学校専科指導の充実などのための定数改善は盛り込まれず、事項要求として盛りこまれた少人数によるきめ細かな指導体制の整備にむけた加配のみにとどまった。

少人数によるきめ細かな指導体制の整備のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 １，８１０人

(2022)

22 概算要求に6, 135人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校高学年における教科担任制の推進のための加配措置

小学校における35人学級の推進のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

(2023)

23 概算要求に5, 158人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校における35人学級の推進のための加配措置

小学校高学年における教科担任制の推進のための加配措置

教育課題への対応のための基礎定数化関連のための加配措置 等

(2024)

24 概算要求に5, 910人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校高学年における教科担任制の強化のための加配措置

小学校における35人学級の推進のための加配措置

教育課題への対応のための基礎定数化関連のための加配措置 等

(2025)

25 概算要求に7, 653人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校における教科担任制の拡充のための加配措置

中学校における生徒指導担当教師の配置拡充のための加配措置

多様化・複雑化する課題へ対応するための加配措置

35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増のための加配措置 等

3. 義務教育費国庫負担制度にかかわる経過について

<2005年11月>

小泉政権のもと、国と地方の税財政を見直す「三位一体改革」を実施する過程で、国庫負担率が2分の1から3分の1へ引き下げられた。

<2009年11月>

政府刷新会議において、義務教育費国庫負担金についての事業仕分けが行われたものの、仕分け作業においては、義務教育費国庫負担金の縮減にむけた議論にはならず、国が責任をもって負担すべきという意見が飛び交い、その後、閣議決定された次年度の政府予算案においても、国庫負担率は本年度のままであるものの、制度は堅持されることとなった。

<2010年4月>

政府は、6月を目途に地域主権にかかわる大綱的な方針を検討するとした。この中で、国庫補助金・国庫負担金の一括交付金化が検討され、義務教育費国庫負担金の扱いも検討対象となる見込みであった。

<2010年6月>

政府は、地域主権戦略大綱を閣議決定し、その中で、義務教育費国庫負担金については一括交付金の対象外となったものの、教職員人事権の移譲、学級編制権限・教職員定数決定権の移譲、教職員給与負担の移譲について、「関係者の理解を得て、2011年度以降、結論が得られたものから順次実施する」とされており、依然として予断を許さない状況である。

<2011年12月>

次年度以降の義務教育費国庫負担金については、「今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数について、効果の検証を行いつつ、学校教育の状況や国・地方の財政状況を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことやその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる」という確認事項が記された。

<2013年1月>

政府は、2013年度予算案について、国家公務員給与削減措置に関する給与臨時特例法をふまえ、義務教育費国庫負担金631億円の減額措置を盛り込んで閣議決定した。

<2013年12月>

政府は、給与臨時特例法の終了にともない、義務教育費国庫負担金443億円の増額とする2014年度予算案を閣議決定した。

<2014年3月>

参議院決算委員会において、斎藤嘉隆参議院議員が、下村文部科学大臣に義務教育費国庫負担金のあり方について問いただし、「義務教育については国が責任を負うべきものであり、本来、国が100%みるべきものである」との見解を確認した。

少子化に伴う教職員定数減や教職員の若返り等による給与減による義務教育費国庫負担金の減額がされた。			
< 2015年4月 >	2015年度政府予算	義務教育費国庫負担金	38億円減
< 2016年3月 >	2016年度政府予算	義務教育費国庫負担金	13億円減
< 2017年3月 >	2017年度政府予算	義務教育費国庫負担金	22億円減
< 2018年3月 >	2018年度政府予算	義務教育費国庫負担金	20億円減
< 2019年3月 >	2019年度政府予算	義務教育費国庫負担金	27億円減
< 2020年3月 > 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革をめざし、教職員定数の改善などを推進するために21億円の増額措置となった。			
< 2021年3月 > 少子化に伴う教職員定数減や教職員の若返り等による給与減による義務教育費国庫負担金の減額がされた。 2021年度政府予算 義務教育費国庫負担金 57億円減			
< 2022年3月 > 少子化の進展による教職員定数減や加配定数の見直し、国庫負担金の算定方法の見直しなどによる義務教育費国庫負担金の減額がされた。 2022年度政府予算 義務教育費国庫負担金 149億円増			
< 2023年3月 > 小学校における35人学級の計画的な整備や、高学年の教科担任制の推進、複雑化・困難化する教育課題へ対応するための教職員定数の改善などを図るために義務教育費国庫負担金の増額がされた。 2023年度政府予算 義務教育費国庫負担金 93億円増			
< 2024年3月 > 小学校における高学年の教科担任制の強化や、35人学級の計画的な整備、複雑化・困難化する教育課題へ対応するための教職員定数の改善などを図るために義務教育費国庫負担金の増額がされた。 2024年度政府予算 義務教育費国庫負担金 86億円増			
< 2025年3月 > 小学校における教科担任制の拡充や、中学校における生徒指導担当教師の配置拡充、多様化・複雑化する課題への対応、35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う教職員定数の改善などや、教職調整額の改善等の教師の処遇改善を図るために、義務教育費国庫負担金の増額がされた。 2025年度政府予算 義務教育費国庫負担金 180億円増			

【国庫負担率3分の1による弊害】

国庫負担率が3分の1であることにより、残りの3分の2は各自治体が負担するため、自治体の財政難などによって払いきれない場合がある。その場合、教員の給料を下げたり、非常勤講師化したりするなどしなくてはならない。また、義務教育費国庫負担金を全額使い切れない場合は国へ返上することになる。

文科省の調査では、2023年度、17の県・市で約34.0億円の義務教育費国庫負担金が返上された。(※教員未配置により、返上された県・市を含む)

【今後の取り組み】

義務教育費国庫負担金について増額がなされることを、国へ意見反映をしていくよう、関係機関に働きかける。今後も、国の動向を注視するとともに、教育の機会均等、水準確保のため、引き続き義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担率2分の1への復元にむけて、斎藤嘉隆参議院議員をはじめ日政連議員と連携をはかりながら、全国連帯のもと、国に求めている。

※なお、今後、情勢の変化に伴い、追加資料を作成し、配付する方針である。

2025年度愛教組定数重点要求

子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するため、愛教組は、次の事項を重点として、教職員定数増や学級規模縮小を求める取り組みをすすめます。

- 1 小中学校の全学年における少人数学級実現にむけて、現在行われている県独自措置による35人学級の継続とともに、拡充をすすめること。

また、県独自措置による少人数学級の実施については、予算を削減することなく、次の項目につとめること。

- ・ 加配定数を転用したり、他の教員を削減したりすることなく、正規教員により配置すること。
- ・ 子どもの自然増による学級増の場合と同様な扱いで、正規教員により配置すること。

- 2 学級規模縮小を含めた国による定数改善計画の早期策定・実施にむけて、関係機関に働きかけること。

- 3 子どもたちにきめ細かな教育をすすめるため、県独自制度を維持するとともに、「愛知県小中学校教職員定数配当方針」に、次の項目を盛り込んで改善すること。

- (1) 少人数指導授業対応教員を正規教員で配置し、拡大すること。
- (2) 小学校専科教員を正規教員で全校に配置すること。
- (3) 児童生徒支援対応教員の配置を拡大すること。
- (4) 通級指導担当教員の配置を拡大すること。
- (5) 日本語教育適応学級担当教員の配置基準の改善を含め、配置を拡大すること。
- (6) 養護教員の複数配置を拡大すること。
- (7) 特別支援学級編制基準を引き下げるなど、正規教員の配置を拡大すること。
- (8) 小中学校における特別支援教育コーディネーターの定数化をはかること。
- (9) 中学校生徒指導担当教員を正規教員で全校に配置すること。
- (10) 中学校進路指導担当教員を正規教員で全校に配置すること。
- (11) キャリア教育を担当する教員を正規教員で全校に配置すること。
- (12) 小規模校・へき地校・特別支援学校に教員を加配すること。
- (13) 栄養教員の配置を拡大すること。
- (14) 主幹教諭の配置を拡大すること。
- (15) 地域連携教育推進担当教員を正規教員で配置し、拡大すること。
- (16) 専任司書教諭を全校に配置すること。
- (17) 免許教科外担当教員を解消すること。
- (18) 学校事務職員を全校に配置するとともに複数配置を拡大すること。

令和 7 年度予算の編成等に関する建議

令和 6 年 11 月 29 日
財政制度等審議会

5. 文教・科学技術

我が国の持続的発展のための鍵は人的資本である。この人的資本の高度化をもたらす文教分野や、変化の激しい国際競争を生き抜いていくための鍵となる科学技術分野の重要性は言うまでもない。他方で、予算を増やしさえすればこれらの分野の質の向上がもたらされるというわけではなく、予算配分の効果的なメリハリ付けや **EBPM** の観点からの分析が欠かせない。

また、少子化・人口減少が急速に進行する中、教育の質を維持・向上させていくためには、「働き方改革」の徹底、施設の統合、**DX** の推進、市町村を含む外部への委託等による効率化を今以上に進めていく必要がある。

こうした観点から、義務教育・高等教育・科学技術について提言を行う。

（1）義務教育

① 学校業務の縮減

近年、義務教育を巡る社会情勢は大きく変化している。例えば、不登校やいじめの増加等により教員の業務がより困難となっている面があることに加え、保護者への対応や国・教育委員会からの事務作業等の負担が重なり、公立小・中学校教員の勤務環境の改善は急務となっている。教員の不満の背景ともなっているこうした勤務環境の問題は、「学校業務の内容」と「学校リソース」とのアンバランスにその原因の一つがあると考えられる。その改善には、まずは、負担感の大きい業務¹⁰⁶の抜本的な縮減を行った上で、縮減後の業務に見合う人材・給与の在り方について考える必要がある。〔資料Ⅱ－5－1、2 参照〕

負担感の大きい業務の抜本的な縮減に際しては、以下が考えられる。

〔資料Ⅱ－5－3 参照〕

¹⁰⁶ 負担感に比して教員が担う必要性が相対的に低い業務がある。なお、教員養成時からそのような業務について認識を広めることも必要との意見もある。

- ・ 学校や教員が担うべき業務を明確化した、いわゆる「3分類」¹⁰⁷の厳格化
- ・ 外部対応・事務作業・福祉的な対応・部活動等の更なる縮減・首長部局や地域への移行
- ・ （教員の本務である授業等の時間はできる限り確保すべきであるが、上記を徹底した上で、）学習指導要領の標準授業時数を上回っている授業等の時間を標準授業時数見合いまで厳選

② 学校の人材配置

平成元年度（1989年度）以降、児童生徒数は約40%減少しているが、教職員定数は児童生徒数ほどには減少していない¹⁰⁸。また、教員1人当たりの児童生徒数は、児童生徒数の減少に伴い、この20年で大幅に改善し、主要先進国の中で最少クラスとなっている。「日本は諸外国に比べ学級規模が大きい」との指摘があるが、これは特別支援学級¹⁰⁹を除いた通常学級だけを比較したものであり、特別支援学級を含めた学級規模は主要先進国並となっている。〔資料Ⅱ－5－4、5参照〕

しかしながら、40年ぶりに勤務実態調査を行った平成18年度（2006年度）から、児童生徒当たりの「教員数」は増加したが、「時間外在校等時間」は減少していない。「教員数」の増ではなく、負担感の大きい業務の抜本的な縮減を優先すべき状況である。〔資料Ⅱ－5－6参照〕

EBPMの観点¹¹⁰から勤務実態調査の分析を見ると、教員増により学級規模を例えば5人減少させた場合でも、小学校で1日2.4分、中学校で4.2分という僅かな在校等時間の減少にとどまると推計される。また、外部人材の配置によって、教員の在校等時間が有意に減少しているわけでもない。つまり、外部人材の配置を教員の業務の縮減につなげる実効的な

¹⁰⁷ 中央教育審議会の答申（平成31年（2019年）1月）において、「基本的には学校以外が担うべき業務」・「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」・「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」を分類。

¹⁰⁸ 令和5年度（2023年度）における教職員定数は、平成元年度（1989年度）の児童生徒当たりと同じだった場合の定数と比べて23万人増（1.5倍）となっている。

¹⁰⁹ 小中学校に置かれ、1学級当たり8人。

¹¹⁰ 「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究」（文部科学省委託研究（令和6年（2024年）3月））

仕組みが必要である。〔資料Ⅱ－５－７、８参照〕

国庫補助のある外部人材の配置が増えているにもかかわらず教員の業務が減らない原因の一つとして、公立学校の設置管理者である市町村において、地方交付税の基準財政需要額に算定されている「市町村費負担事務職員」や「用務員」（用務主事）が十分に配置されていない¹¹¹ことが挙げられる。更なる教員増により、負担感の大きい業務を担ってもらうのではなく、まずは、負担感の大きい業務そのものを抜本的に縮減するとともに、担い手として、市町村が「市町村費負担事務職員」や「用務員」（用務主事）を配置し、教員の負担軽減や時間外在校等時間の縮減につなげるべきである。〔資料Ⅱ－５－９参照〕

③ 教員の給与

文部科学省からは、優れた教師人材の確保や教職の魅力向上のため、人材確保法¹¹²による処遇改善後の優遇分を超える水準となるよう、令和７年度予算において教職調整額の水準を４％から１３％に引き上げる要求がなされている。〔資料Ⅱ－５－１０参照〕

他方で、教員の給与に対する不満度は、会社員などと比べて著しく異なっているわけではない。教員の不満は、給与面よりも仕事と生活のバランスにあると考えられ、学校業務の抜本的縮減なくして、教員の給与を手当てしても、教員の不満は改善しない可能性がある。〔資料Ⅱ－５－１１、１２参照〕

EBPM の観点から、教師人材確保にどのような要素が影響を与え得るのかという分析を財務省主計局において行った。具体的には、「教員試験受験者数」を被説明変数とする計量分析を試行したところ、「民間初任給」や「教員の長時間労働に関する新聞報道数」については「教員試験受験者数」に有意にマイナスの影響を与える可能性が確認された一方で、「教員の初任給」については有意な影響は確認されなかった。〔資料Ⅱ－５－１３参照〕

¹¹¹ 配置に必要な財源は手当てされているが、それを下回る配置実績となっている。

¹¹² 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（昭和四十九年法律第２号）